

## 総務委員会審査日程表

日時 令和7年3月7日（金）

午前9時30分開議

場所 第3・4委員会室

- 第1 陳情第3号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書
- 第2 陳情第4号 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の改正に関する陳情書
- 第3 議案第4号 令和6年度流山市一般会計補正予算（第9号）
- 第4 議案第11号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第6号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第6 議案第5号 流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第12号 特定事業契約の変更について（小山小学校校舎建設等PFI事業）
- 第8 議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第9 議案第8号 流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 第 10 議案第 9 号 流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 10 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 32 号 工事請負契約の変更について（流山市消防本部・中央消防署庁舎建設工事）
- 第 13 所管事務の継続調査について

議案第 1 号

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「及びこれに対する地域手当の月額合計」を削る。

附則第9項後段を削る。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

参考資料

野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例 (昭和63年野田市条例第2号)

改 正 案	現 行
<p>(給与)</p> <p>第2条 特別職の職員に支給する給与は、給料及び期末手当(以下「給与」という。)とする。</p> <p>第4条 削除</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (令和3年1月から令和4年3月までの間における給与の額の特例)</p> <p>9 令和3年1月から令和4年3月までの間における特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から100分の2に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 特別職の職員に支給する給与は、給料、地域手当及び期末手当(以下「給与」という。)とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第4条 <u>地域手当の月額は、その給料月額に一般職の職員に対して支給する地域手当の割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、一般職の職員の例により支給する。この場合において、野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の212.5」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計」とあるのは「特別職の職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の120を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 (令和3年1月から令和4年3月までの間における給与の額の特例)</p> <p>9 令和3年1月から令和4年3月までの間における特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から100分の2に相当する額を減じた額とする。<u>地域手当の額を算出する場合における給料月額についても、同様とする。</u></p>

常勤特別職及び議員の給料等について(令和6年4月1日時点)

区 分	毎月						期末手当(※)				年間合計額
	給料・報酬	地域手当			その他の 手当	計	加算額		支給 月数	支給額	
		支給額	支給率	国基準			支給額	支給率			
市 長	926,500	67,634	7.3%	6.0%	0	994,134	198,826	20%	4.45	5,308,672	17,238,280
副 市 長	800,000	58,400	7.3%	6.0%	0	858,400	171,680	20%	4.45	4,583,856	14,884,656
教 育 長	741,300	54,114	7.3%	6.0%	0	795,414	159,082	20%	4.45	4,247,508	13,792,476
水道事業管理者	717,300	52,362	7.3%	6.0%	0	769,662	153,932	20%	4.45	4,109,994	13,345,938
議 長	547,900	0	-	-	0	547,900	109,580	20%	4.30	2,827,164	9,401,964
副 議 長	488,100	0	-	-	0	488,100	97,620	20%	4.30	2,518,596	8,375,796
議 員	458,250	0	-	-	0	458,250	91,650	20%	4.30	2,364,570	7,863,570

※計算式

①常勤特別職：[給料＋地域手当＋加算額[(給料＋地域手当)×加算率]]×支給月数

②議員：[報酬＋加算額(報酬×加算率)]×支給月数

## 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」による建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、建築確認・検査の義務化対象となる建築物が拡大され、また、原則として全ての建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合義務化、審査省略が可能な建築物の規模の縮小、構造計算対象建築物の拡大など、審査規定が見直されることから、手数料の改定及び追加を行うもの。

### 2 改正内容（一部抜粋）

#### （1）建築基準法関係（別表第9）

床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

事務区分	手数料	
	改正前	改正後
確認申請	16,000	37,000
中間検査	18,000	33,000
完了検査（中間検査対象のもの）	19,000	38,000
完了検査（中間検査対象でないもの）	20,000	40,000

#### （2）都市の低炭素化の促進に関する法律関係（別表第11）

低炭素建築物新築等計画の認定

一戸建ての住宅		面積区分	手数料
		誘導仕様基準による場合	200㎡未満
誘導仕様・計算併用法による場合	200㎡以上	20,000	
	200㎡未満	27,000（新設）	
その他の場合	200㎡以上	30,000（新設）	
	200㎡未満	37,000	
		200㎡以上	41,000

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係 (別表第13)

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

一戸建ての住宅		面積区分	手数料
		誘導仕様基準による場合	200 m <sup>2</sup> 未満
		200 m <sup>2</sup> 以上	20,000
誘導仕様・計算併用法による場合	200 m <sup>2</sup> 未満	27,000 (新設)	
	200 m <sup>2</sup> 以上	30,000 (新設)	
その他の場合	200 m <sup>2</sup> 未満	37,000	
	200 m <sup>2</sup> 以上	41,000	

イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定

一戸建ての住宅		面積区分	手数料
		仕様基準による場合	200 m <sup>2</sup> 未満
		200 m <sup>2</sup> 以上	20,000 (新設)
仕様・計算併用法による場合	200 m <sup>2</sup> 未満	27,000 (新設)	
	200 m <sup>2</sup> 以上	30,000 (新設)	
その他の場合	200 m <sup>2</sup> 未満	37,000 (新設)	
	200 m <sup>2</sup> 以上	41,000 (新設)	

3 施行期日について

令和7年4月1日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

## 1 趣旨・背景

令和6年6月7日に「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第46号。)が公布され、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」といいます。)が一部改正されることに伴い、マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要な措置が講じられるとともに、新たに番号利用法第2条第8項に「カード代替電磁的記録」の定義が追加されることとなりました。

これらの改正を踏まえ、番号利用法の項ずれに係る条文を引用している条例について項ずれが生じることから、所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

番号利用法の項ずれに係る条文を引用している条例について項ずれが生じる箇所を改めるものです。

- ・流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年流山市条例第28号)

第2条第3号、第2条第4号、第2条第5号

- ・ 流山市税条例（昭和 26 年流山市条例第 8 号）  
第 2 条第 2 号
  - ・ 流山市都市計画税条例（昭和 32 年流山市条例第 1 号）  
制定附則第 4 項第 1 号
  - ・ 流山市入湯税条例（令和 2 年流山市条例第 28 号）  
第 8 条第 1 項第 1 号
  - ・ 流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 31 号）  
第 2 条第 10 項、第 12 条第 5 項
- 【条例の改正箇所：資料 2】

### 3 施行日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日から施行

### 4 改正後の事務手続きの変更点

行政手続における個人番号の利用及び提供について適正な運用を図ることができます。

※改正部分のみ抜粋、網掛け・下線部分が変更部分

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月13日条例第28号</p> <p>(定義)            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6)、(7) 省略</p>	<p>○流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月13日条例第28号</p> <p>(定義)            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p>(3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6)、(7) 省略</p>

流山市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年5月31日条例第8号</p>	<p>○流山市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年5月31日条例第8号</p>

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者<del>に</del>あっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(法人番号を有しない者<del>に</del>あっては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(3) 省略</p>

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市都市計画税条例 昭和32年3月19日条例第1号</p> <p>附則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し</p>	<p>○流山市都市計画税条例 昭和32年3月19日条例第1号</p> <p>附則 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し</p>

改正後	改正前
<p>及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) 省略</p>	<p>及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(6) 省略</p>

流山市入湯税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市入湯税条例 令和2年10月12日条例第28号</p> <p>(特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第8条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p>	<p>○流山市入湯税条例 令和2年10月12日条例第28号</p> <p>(特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第8条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p>

改正後	改正前
(2)、(3) 省略	(2)、(3) 省略

流山市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>(定義) 第2条 1～9項省略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11～13項省略 (利用及び提供の制限) 第 12 条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 2～4項 省略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第12条第1項</td> <td>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的</td> <td>利用目的以外の目的</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自ら利用し、又は提供してはならない</td> <td>自ら利用してはならない</td> </tr> <tr> <td>第12条第2項</td> <td>自ら利用し、又は提供する</td> <td>自ら利用する</td> </tr> <tr> <td>第12条第3項</td> <td>本人の同意がある</td> <td>人の生命、身体又は財産の保護の</td> </tr> </table>	第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的		自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない	第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する	第12条第3項	本人の同意がある	人の生命、身体又は財産の保護の	<p>(定義) 第2条 1～9項省略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11～13項省略 (利用及び提供の制限) 第 12 条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 2～4項 省略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第12条第1項</td> <td>法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的</td> <td>利用目的以外の目的</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自ら利用し、又は提供してはならない</td> <td>自ら利用してはならない</td> </tr> <tr> <td>第12条第2項</td> <td>自ら利用し、又は提供する</td> <td>自ら利用する</td> </tr> <tr> <td>第12条第3項</td> <td>本人の同意がある</td> <td>人の生命、身体又は財産の保護の</td> </tr> </table>	第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的		自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない	第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する	第12条第3項	本人の同意がある	人の生命、身体又は財産の保護の
第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的																							
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない																							
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する																							
第12条第3項	本人の同意がある	人の生命、身体又は財産の保護の																							
第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的																							
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない																							
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する																							
第12条第3項	本人の同意がある	人の生命、身体又は財産の保護の																							

改正後			改正前		
2項第1号	とき、又は本人に提供するとき	ために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	2項第1号	とき、又は本人に提供するとき	ために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第 38 条第1項第1号	又は第 12 条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき	第 38 条第1項第1号	又は第 12 条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第 38 条第1項第2号	第 12 条第1項及び第2項	番号利用法第 19 条	第 38 条第1項第2号	第 12 条第1項及び第2項	番号利用法第 19 条

## 流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

### 1 趣旨・背景

現在、本市では、令和5年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく市町村こども計画として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした（仮称）流山市こども計画（以下「こども計画」という。）の策定を進めています。

こども計画は、これまでの子ども・子育て支援事業計画、流山市次世代育成支援行動計画に加え、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（令和6年法律第68号）に基づくこどもの貧困の解消に向けた対策計画及び子ども・若者育成支援推進法（令和6年法律第47号）に基づく子ども・若者育成支援計画を含めた一体的な計画として策定する予定です。

本改正では、こども計画が新たに策定され、流山市子ども・子育て会議において処理する調査及び審議の範囲が拡大することを踏まえ、より充実した会議の運営を行うため、流山市子ども・子育て会議の委員の構成及び定数を改めるものです。

### 2 改正内容

流山市子ども・子育て会議の委員の構成及び定数を次のように改めるものです。

- (1) こどもの権利保障を専門とする構成員を充実させるため、学識経験を有する者を2人とする。
- (2) こどもの貧困の解消にむけた対策や、子ども・若者育成支援の観点も踏まえ、学校教育関係者を加える必要があることに加え、柔軟な体制とするため、特定の団体名称で列挙するのではなく、学校教育関係団体及び保育関係団体を代表する者としてまとめ、6人で構成する。
- (3) 児童福祉サービスを提供する者として、これまでの主任児童委員についても含めるものとし、2人とする。
- (4) 児童福祉サービスの提供を受ける者を1人として、変更なし。

(5) 流山市市民参加条例第7条に基づき、委員の総数の3分の1以上とするため、市民等を7人とする。

【改正前】

委員の構成	定数
1 児童福祉サービスの提供を受ける者	1人
2 児童福祉サービスを提供する者	1人
3 私立幼稚園協会を代表する者	1人
4 民間保育園協会を代表する者	1人
5 小規模保育連絡協議会を代表する者	1人
6 学童保育連絡協議会を代表する者	1人
7 主任児童委員	1人
8 学識経験を有する者	1人
9 教育委員会の職員	1人
10 市民等	5人
合計	14人

【改正後】

委員の構成	定数
1 学識経験を有する者	2人
2 学校教育関係団体及び保育関係団体を代表する者	6人
3 児童福祉サービスを提供する者	2人
4 児童福祉サービスの提供を受ける者	1人
5 市民等	7人
合計	18人



3 施行日（予定）

令和7年6月1日

4 改正後の事務手続きの変更点

流山市子ども・子育て会議の委員の構成及び定数を変更することにより、幅広い視点の意見を反映することができるようになるとともに、市の実情に即した事業計画の策定や実施状況の進行管理を行うことができます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

## 1 概要

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）による刑法（明治 40 年法律第 45 号）の懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設する改正に伴い、当該改正の対象である字句を使用している条例について条文を整理するものである。

## 2 改正条例

- (1) 流山市職員の給与に関する条例（昭和 26 年流山市条例第 5 号）
- (2) 流山市公害防止条例（昭和 47 年流山市条例第 21 号）
- (3) 流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例（平成 10 年流山市条例第 13 号）
- (4) 流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例（平成 28 年流山市条例第 1 号）
- (5) 流山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年流山市条例第 21 号）
- (6) 流山市議会個人情報保護条例（令和 4 年流山市条例第 31 号）

## 3 改正の内容 資料 2 新旧対照表のとおり

## 4 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

(1) 流山市職員の給与に関する条例

改正後	改正前
<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前一か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前一か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正か</p>	<p>第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正か</p>

改正後	改正前
<p>つ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>つ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合</p> <p>(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合</p> <p>4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

(2) 流山市公害防止条例

改正後	改正前
<p>(罰則) 第35条 第19条第1項又は第22条第1項、第2項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第35条 第19条第1項又は第22条第1項、第2項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p>

(3) 流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第4条、第7条第1項又は第15条の3第1項の規定に違反して埋立事業を行った者</p> <p>(2) 第17条、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の3の規定による命令に違反した者</p>	<p>(罰則)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第4条、第7条第1項又は第15条の3第1項の規定に違反して埋立事業を行った者</p> <p>(2) 第17条、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の3の規定による命令に違反した者</p>

(4) 流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会設置等条例

改正後	改正前
第23条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第23条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役__又は50万円以下の罰金に処する。

(5) 流山市個人情報の保護に関する法律施行条例

改正後	改正前
<p>附 則 (流山市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の流山市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第11条第3項、第12条第3項又は第13条の規定によるその事務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者</p> <p>(2) この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者</p> <p>(3) この条例の施行前において指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が行う公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務に従事していた者</p> <p>2 この条例の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項(同項の規定を旧条例第23条第2項において準用する場合を含む。)、第23条第1項又は第26条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第2項に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第44条に規定する個人情報データベースをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施</p>	<p>附 則 (流山市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の流山市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第11条第3項、第12条第3項又は第13条の規定によるその事務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第1項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者</p> <p>(2) この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者</p> <p>(3) この条例の施行前において指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が行う公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務に従事していた者</p> <p>2 この条例の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項(同項の規定を旧条例第23条第2項において準用する場合を含む。)、第23条第1項又は第26条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第2項に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第44条に規定する個人情報データベースをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施</p>

改正後	改正前
<p>行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる者</p> <p>(3) 第1項第3号に掲げる者</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>6 旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくは指定管理者の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第3項又は第4項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。</p> <p>7 この条例の施行前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる者</p> <p>(3) 第1項第3号に掲げる者</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>6 旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくは指定管理者の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第3項又は第4項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。</p> <p>7 この条例の施行前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

(6) 流山市議会個人情報保護条例

改正後	改正前
<p>第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要  
 （議案第8号【改正概要】）

1 改正概要

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定（給与制度のアップデート）等を実施する。

2 改正内容

国及び県の給与改定に準じて、新給料表への移行及び諸手当の見直し等を行う。

①給料表

2～7級の初号の給料月額を引き上げ、8級の号給を簡素な構成とした上で、新たな給料表への移行及び号給の切替えを行う。上記の改正に係る職員を除いて給料月額に変更は生じない。

②昇給制度

8級の職員は、次表のとおり、特に良好な勤務成績（A評価）である場合に限り、1号給昇給できることとする。

評価区分	昇給号給数※	
	現行	改正後
A（140～160）	5号給（1号給）	1号給
B（120～139）	4号給（0号給）	0号給
C（80～119）		
D（60～79）		
E（40～59）	3号給（0号給）	

※かっこ内は、55歳を超える職員

③扶養手当

配偶者及び子に係る手当を次表のとおり改正する。

（単位：円）

区分		現行	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	7級以下	6,500	3,000	支給なし
	8級	3,500	支給なし	
子		10,000	11,500	13,000

※子に係る5,000円の加算は改定なし

④ 地域手当

地域手当の支給率を7.5%とする。

(単位：%)

	現行		改正後		
	国基準	実支給率	国基準(※)		実支給率
			改正後	R7年度	
流山市	6.0	7.3	4.0	5.0	7.5
柏市	6.0	6.0	8.0	7.0	8.0
松戸市	10.0	10.0	8.0	9.0	10.0
野田市	6.0	6.0	4.0	5.0	8.0
我孫子市	16.0	9.5	12.0	15.0	9.5
鎌ヶ谷市	6.0	7.5	4.0	5.0	6.0
平均	-	7.7	-	-	8.2

※激変緩和措置として段階的に移行する。

※柏市の改正後の実支給率は令和8年度以降のもの。段階的移行により令和7年度は7.0%。

⑤ 通勤手当

1か月当たりの支給限度額等を次のとおり見直す。

ア 支給限度額の設定

新幹線鉄道等の料金を含めて、1か月当たり15万円までとする。

イ 新幹線鉄道等に係る支給要件の緩和

通勤時間の短縮効果を30分以上とする要件を廃止

※新幹線鉄道等の料金の額の2分の1相当額(上限2万円)とする支給制限は上記の見直しに伴い廃止する。

⑥ 勤務1時間当たりの給与額の算定方法

時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に係る勤務1時間当たりの給与額の算定時における年間労働時間から、祝日等に相当する時間を差し引くこととする。

⑦ 単身赴任手当

採用に伴い単身赴任することとなった職員に対して支給する。

⑧管理職員特別勤務手当

週休日等以外の日の支給対象時間帯を、「午前0時から翌午前5時までの間」から「午後10時から翌午前5時までの間」に拡大する。

⑨再任用職員に支給する手当の見直し

住居手当を定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して支給する。

⑩特定任期付職員の期末・勤勉手当

新たに勤勉手当を支給し、支給月数は次表のとおりとする。また、特定任期付職員業績手当を廃止する。

(単位：月分)

		現行	改正後※
6月期	期末	1.725	0.95
	勤勉	—	0.875
12月期	期末	1.725	0.95
	勤勉	—	0.875
年間	計	3.45	3.65

※表中の勤勉手当の支給月数は、勤務成績が特に良好の場合。良好(標準)の場合は0.775となり、年間計3.45となる。

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び昇給)</p> <p>第4条 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、前条第2項の規定による分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級を定めることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p><u>(1) 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）</u></p> <p><u>(2) 職務の級が8級である職員</u></p> <p>7～9 (略)</p> <p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 削る</u></p> <p><u>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>  <u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p>	<p>(初任給、昇格及び昇給)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 <u>55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後に在職する職員</u>の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7～9 (略)</p> <p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第9条 (同左)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>  <u>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母  (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹  (5) 心身に障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの _____ にあつては、3,500円） _____ とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 _____ にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母  (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹  (6) 心身に障害を有する者</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。） _____ については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。） _____ にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。） _____ にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。  （新設）</p>
<p>第10条 削除</p>	<p>第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合  (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じた</p>

改正後	改正前
<p>(地域手当) 第10条の2 地域手当は、民間における賃金、物価及び生計費を考慮し、すべての職員に支給する。</p>	<p><u>ときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後</u>にされたときはその届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合</u></p> <p>(4) <u>扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合</u></p> <p>(5) <u>職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(地域手当) 第10条の2 (同左)</p>





改正後	改正前
<p>新幹線鉄道等_____を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>5 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p> <p>8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。</p> <p>9 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間である場合、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日</p>	<p>新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>5 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p> <p>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自転車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。</p> <p>8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間である場合、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日</p>

改正後	改正前
<p>に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合(勤務時間条例第15条の規定による組合休暇の許可並びに勤務時間条例第16条の規定による介護休暇及び勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けた場合を除く。)を除き、その勤務しない1時間につき第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病のため、90日(結核性疾患にあっては1年)を超えて引き続き勤務しないときは、給料の半額を支給する。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病については、この限りでない。(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務</p> <p>(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務を</p>	<p>に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合(勤務時間条例第15条の規定による組合休暇の許可並びに勤務時間条例第16条の規定による介護休暇及び勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けた場合を除く。)を除き、その勤務しない1時間につき第18条_____に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病のため、90日(結核性疾患にあっては1年)を超えて引き続き勤務しないときは、給料の半額を支給する。ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病については、この限りでない。(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第18条_____に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務</p> <p>(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務を</p>

改正後	改正前
<p>した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、<u>第18条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間外に、又は割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第18条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）</p> <p>(2) 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50</p> <p>5 勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該</p>	<p>した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、<u>第18条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間外に、又は割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第18条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）</p> <p>(2) 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50</p> <p>5 勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該</p>

改正後	改正前
<p>時間1時間につき、<u>第18条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合</p> <p>(2) 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合</p> <p>6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第15条 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき<u>第18条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。</p> <p>（夜間勤務手当）</p> <p>第16条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき<u>第18条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。</p>	<p>時間1時間につき、<u>第18条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合</p> <p>(2) 割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合</p> <p>6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>（休日勤務手当）</p> <p>第15条 祝日法による休日等（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき<u>第18条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。</p> <p>（夜間勤務手当）</p> <p>第16条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき<u>第18条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。</p>

改正後	改正前
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 第13条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第18条の3 1～2 (略)</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと ____に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員____ ____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条の5 第18条の2に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(以下「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第18条の2に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の____午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第18条 _____勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間____の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第18条の3 1～2 (略)</p> <p>3 国又は他の地方公共団体の職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条の5 第18条の2に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(以下「週休日等」という。)に勤務した場合は____、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第18条の2に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間____であって正規</p>

改正後	改正前
<p>の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第14条、第15条及び第16条の規定は、第18条の2の規定の適用のある職員には適用しない。</p> <p>2 第4条第3項から第9項まで、第5条、第8条及び第9条 _____ の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____</p> <p>_____ とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 (同左)</p> <p>2 第4条第3項から第9項まで、第5条、第8条から第10条まで及び第10条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年流山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則（平成18年12月22日条例第41号） 1～9 （略） <u>10</u> 削除</p> <p>（委任） <u>10</u> 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるところによる。 （流山市職員旅費に関する条例の一部改正） <u>11</u> 流山市職員旅費に関する条例（昭和26年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。 別表区分の欄中「9級」を「8級」に改める。 （流山市消防団条例の一部改正） <u>12</u> 流山市消防団条例（昭和53年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。 第6条第2項中「9級」を「8級」に改める。 （流山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正） <u>13</u> 流山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年流山市条例第2号）の一部を次のように改正する。 第6条第1項中「（以下この項において「調整期間」という。）」を削り、「その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮する」を「市長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する」に改め、同条第2項を削る。 （公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）</p>	<p>附 則（平成18年12月22日条例第41号） 1～9 （略） 10 当分の間、この条例による改正後の給与条例第4条第5項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給）」とあるのは、「4号給」とする。</p> <p>（委任） <u>11</u> 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるところによる。 （流山市職員旅費に関する条例の一部改正） <u>12</u> 流山市職員旅費に関する条例（昭和26年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。 別表区分の欄中「9級」を「8級」に改める。 （流山市消防団条例の一部改正） <u>13</u> 流山市消防団条例（昭和53年流山市条例第11号）の一部を次のように改正する。 第6条第2項中「9級」を「8級」に改める。 （流山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正） <u>14</u> 流山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年流山市条例第2号）の一部を次のように改正する。 第6条第1項中「（以下この項において「調整期間」という。）」を削り、「その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮する」を「市長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整する」に改め、同条第2項を削る。 （公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）</p>

改正後	改正前
<p><u>14</u> 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年流山市条例第36号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第6条中「、給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。</p> <p>（流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p><u>15</u> 流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年流山市条例第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条第2項中「9級」を「8級」に改める。</p>	<p><u>15</u> 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年流山市条例第36号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第6条中「、給料月額及び昇給期間」を「及び号給」に改める。</p> <p>（流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p><u>16</u> 流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年流山市条例第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第10条第2項中「9級」を「8級」に改める。</p>

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年流山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則（令和4年10月11日条例第16号） 第1～2条 （略） 第3条 1～5 （略） 6 新給与条例第4条第3項から第9項まで、第5条、第8条及び第9条 _____の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 7 （略）	附 則（令和4年10月11日条例第16号） 第1～2条 （略） 第3条 1～5 （略） 6 新給与条例第4条第3項から第9項まで、第5条、第8条から第10条ま で及び第10条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 7 （略）

流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与の特例)                      第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)                      第7条 (同左)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2～3 (略)                      4 削除</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>	<p>2～3 (略)                      4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、<u>第3項</u>の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p>
<p>(流山市職員の給与に関する条例の適用除外等)                      第8条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、<u>第8条、第9条</u>、第10条の3、第14条から第17条まで及び第18条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第18条の5第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号</u>の規定の適用については、<u>給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にある職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の95」と、給与条例第20条第2項第1号</u></p>	<p>(流山市職員の給与に関する条例の適用除外等)                      第8条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、<u>第8条から第10条まで</u>、第10条の3、第14条から第17条まで、<u>第18条の2及び第20条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第2条、第18条の5第1項及び第19条第2項</u>の規定の適用については、<u>給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第18条の5第1項中「第18条の2に規定する職にある職員」とあるのは「流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」</u></p>

改正後	改正前
<p>中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</p> <p>第9条 給与条例第8条、<u>第9条</u>、第10条の3及び第18条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>_____とする。</p> <p>第9条 給与条例第8条から<u>第10条</u>まで、第10条の3及び第18条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月11日条例第8号 (フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)</p>	<p>○流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月11日条例第8号 (フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)</p>
<p>第7条 給与条例第14条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。 (フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)</p>	<p>第7条 給与条例第14条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。 (フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)</p>
<p>第8条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。 (フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)</p>	<p>第8条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。 (フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)</p>
<p>第9条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。 (フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)</p>	<p>第9条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。 (フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)</p>
<p>第13条 第7条の規定により準用する給与条例第14条第1項、第3項及び第4項、第8条の規定により準用する給与条例第15条並びに第9条の規定により準用する給与条例第16条_____に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもの</p>	<p>第13条 第7条の規定により準用する給与条例第14条第1項、第3項及び第4項、第8条の規定により準用する給与条例第15条及び第9条の規定により準用する給与条例第16条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの_____</p>

改正後	改正前
<p>で除して得た額とする。</p> <p>2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)</p> <p>第14条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年流山市条例第7号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。</p> <p>2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条の規定を適用して得た額に、給与条例第10条の2第2項に規定する地域手当の率を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>で除して得た額とする。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)</p> <p>第14条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第15条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年流山市条例第7号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。</p> <p>2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条の規定を適用して得た額に、<u>100分の7.3</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。</p> <p>2 時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務100分の125(正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでにおいては、100分の100)</p> <p>(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務で次号に掲げる勤務以外の勤務100分の135</p> <p>(3) 第1号に掲げる勤務以外の勤務で1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの間における勤務100分の150</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。</p> <p>2 時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務100分の125(正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでにおいては、100分の100)</p> <p>(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務で次号に掲げる勤務以外の勤務100分の135</p> <p>(3) 第1号に掲げる勤務以外の勤務で1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの間における勤務100分の150</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)</p>
<p>第18条 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)による休日等及び勤務時間条例第9条の年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、フルタイム会計年度任用職員の例により報酬を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの報酬の額については、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額によるものとする。</p>	<p>第18条 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)による休日等及び勤務時間条例第9条の年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、フルタイム会計年度任用職員の例により報酬を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの報酬の額については、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額によるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)</p> <p>第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、フルタイム会計年度任用職員の例により報酬を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの報酬の額については、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額によるものとする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)</p> <p>第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、フルタイム会計年度任用職員の例により報酬を支給する。この場合において、勤務1時間当たりの報酬の額については、第23条に規定する勤務1時間当たりの報酬額によるものとする。</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)</p> <p>第20条 第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に49銭以下の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)</p> <p>第20条 第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第17条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に49銭以下の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第23条 第17条から第19条までに規定するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 月によって所定労働時間数が異なる場合 第15条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 第15条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第15条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 第15条第3項の規定により計算して得た額</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第23条 _____パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第15条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第15条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 第15条第3項の規定により計算して得た額</p>

改正後	改正前
<p>2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 前項第1号イの規定により計算して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額 (パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)</p> <p>第24条 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、<u>前条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。 (パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、<u>同条第2項から第9項</u>までの規定の例により、通勤に係る費用を弁償する。ただし、勤務時間条例第3条第2項に定める勤務時間の割り振りにより勤務すべき日が週4日以内である場合は、通勤区分及び当該勤務すべき日数に応じて規則で定めるところにより支給する。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)</p> <p>第24条 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、<u>前条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。 (パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第27条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、<u>同条第2項から第8項</u>までの規定の例により、通勤に係る費用を弁償する。ただし、勤務時間条例第3条第2項に定める勤務時間の割り振りにより勤務すべき日が週4日以内である場合は、通勤区分及び当該勤務すべき日数に応じて規則で定めるところにより支給する。</p>

## 流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（概要）

### 1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の一部改正に伴い、引用条文を整理するほか、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために講ずる措置について規定するためである。

### 2 主な改正の内容

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、本人又は配偶者の妊娠、又は出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認等の措置を講ずる旨を明記する。



#### 《措置例》

周知事項	・育児休業・産後パパ育休に関する制度や申し出先など
周知・意向確認の方法等	・階層別研修等の中で育児休業に係る制度の周知 ・育児休業取得の意向確認のための所属長等による面談 ・グループウェア等を通じて職員に対し「職員のための子育て応援ハンドブック」の活用の周知

※上記に対するこれらの措置は、いずれも現在実施している。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年流山市条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間若しくは勤務時間条例第14条に規定する特別休暇（規則で定める育児に係る特別休暇に限る。）としての育児時間（以下これらを「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間若しくはこれに相当する休暇として規則で定める休暇としての時間（以下これらを「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年流山市条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間若しくは勤務時間条例第14条に規定する特別休暇（規則で定める育児に係る特別休暇に限る。）としての育児時間（以下これらを「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間若しくはこれに相当する休暇として規則で定める休暇としての時間（以下これらを「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第14条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p><u>(委任)</u></p> <p><u>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（概要）

## 1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、請求があった場合に所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員へと拡大するほか、職員に対する仕事と介護の両立に資する制度等を利用しやすい勤務環境を整備するためである。

## 2 主な改正の内容

### （1）所定外労働の制限（残業免除）の対象について

改正内容	改正前	改正後
対象範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

### （2）介護離職防止のための措置について

配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対して仕事と介護の両立に資する制度等に係る周知や意向確認等の措置を講ずるとともに、当該制度の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするための措置を講ずる。

《措置例》



周知事項	・ 介護休業等に関する制度や申し出先など
周知・意向確認の方法等	・ 階層別研修等の中で介護両立支援制度等の周知 ・ グループウェア等を通じて職員へ周知

## 3 施行期日

令和7年4月1日

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成7年3月27日条例第7号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員_____</p>	<p>○職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成7年3月27日条例第7号 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（<u>職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以</u></p>

改正後	改正前
<p>_____が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p>	<p>_____が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの</p>
<p>_____が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの</p>	<p>_____が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの</p>

改正後	改正前
<p>間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>	<p>間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p>

改正後	改正前
<p>第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</li><li>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</li><li>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</li></ul>	